

A study of Kamihari (上治) district Mutsu (陸奥) province

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24098

陸奥国上治郡考

熊谷公男

はじめに

著名な伊治公咎麻呂の乱の記事は「陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公咎麻呂反」(『統日本紀』宝龜十一年(七八〇)三月丁亥条)という書出しではじまるが、ここに咎麻呂の肩書きとして「陸奥国上治郡大領」とある。「上治郡」はこの記事にしかみえないが、これによれば、この時点で「上治郡」という郡が存在し、伊治公咎麻呂という蝦夷の有力な族長がその大領の任にあったことになる。筆者はいまから三〇年近くまえの論文^①で、上治郡は蝦夷の族長がそのまま郡領となっている点で、移民を主体とし、移民系の人物が郡領に選任された黒川以北十郡や栗原郡などの近夷郡とは明確に異なる蝦夷郡であると主張したことがある。しかしこれはあまり賛同をえられなかったようで、『青森県史 資料編 古代1』^②では上治郡について、『公卿補任』は「伊治郡」とする。多賀城添紙文書一〇二号の「此治城」により、上治郡を此治郡(＝栗原郡)の誤記とみる説が有力であるが、上治郡を栗原郡とは別の郡とする見方もある「

という注を付している。また最近になって伊藤循氏は、『統日本紀』の「上治郡」は誤記であり、新訂増補国史大系本『公卿補任』の「伊治郡」こそが『統日本紀』本来の記述であるとし、「上治郡」の存在をすくなく否定する論を展開している^③。おそらく現在においても、『青森県史 資料編 古代1』の注が記したように、上治郡を「此治郡」の誤記とみる説が有力な状況は変わっていないように思われる。

旧稿を読み返してみると、まだ考えが熟していなかった点が多く、検討も不十分だったと思うが、筆者は上治郡を「此治郡」の誤記とみる説にはいくつかの点で大きな疑問をもっており、「上治郡」を「栗原郡」とは別個の郡と考える点はいまも変わっていない。そこで本稿は、この問題を再論してみたいと思う。

「上治郡」をめぐる問題は、煎じつめれば、古代の陸奥国にどのような名称の郡が確かに存在したのか、それとも「此治郡」の誤記にすぎず、結局は栗原郡と同じ郡を指すとみるべきなのか、ということになる。この問題を解決するためには、いくつかの論点ごとに問題点を検討していくのが適切と思われるが、筆者はいずれの論

点についても基本的な問題がほとんど検討されないまま、「上治郡」誤記説が大勢を占めているのが現状ではないかと感じている。そこで本稿では、古代の「上治郡」について基本的な論点を提示し、その検討を行いながら改めてこの問題を考えてみたいと思う。

まず最初に検討しなければならないのは、『続日本紀』の「上治郡」は史料学的に誤記とみることができるとかという問題であろう。実は、この問題に関しては、「上治郡」の漆紙文書が出土した一九七七年当時と現在では、『続日本紀』のような典籍史料についての考え方が大きく変わってきている。

現在、研究者の間で主流になっているのは、まずテキストの原文を尊重し、はっきりした文献的根拠がないかぎりテキストの改変は極力避けるという研究姿勢である。このような原文尊重の考え方が研究者の間に受け入れられるようになったのは、江戸時代以来、校訂者の個人的な判断で典籍の文字を改変することが安易にくり返されてきたために、その積み重ねによっていろいろなところでテキストの原形が損なわれてしまい、それが研究に弊害をもたらしているということに研究者が気づきはじめたからである。^④このような史料校訂の新しい方向を決定的にしたのが、新日本古典文学大系（以下、新古典大系本という）『続日本紀』^⑤の刊行であった。^⑥新古典大系本の半世紀以上まえに刊行された新訂増補国史大系（以下、国史大系本という）『続日本紀』^⑦では、底本に谷森善臣旧蔵本（宮内庁書陵部所蔵、版本による文字の改変がしばしばみられる）を用い、それを江戸時代の版本・校本類などと対校し、さらに国史大系本の校訂

者の判断による「意改」もしばしば行われている。それに対して新古典大系本では、最古の写本である蓬左文庫本を底本とし、対校本にも、後世の意図的な文字の改変をこうむっていない兼右本・高松宮本等の下部本系統の写本を用い、校訂者の個人的な判断で文字を改めることは極力避けるという方針を明確に打ち出している。こうして現在の古代史研究では、原文の恣意的な改変を安易に行わない原文尊重主義が、基本的な研究姿勢として定着してきているのである。

このような史料学の現在の研究水準をふまれば、「上治郡」が誤記か否かという問題への歴史学的なアプローチにおいても基本とすべきことは、『続日本紀』の該当部分の諸本の記載がどうなっているか、ということにならざるをえない。さらに『続日本紀』の記事と『公卿補任』の尻付との関係を史料学的に検討することも基本的な作業として不可欠と考えられる。

『続日本紀』と『公卿補任』の関係に関しては、最近、伊藤氏が言及しているが、史料学的問題にはほとんどふみ込んでいないので、「上治郡」に関する本格的な史料学的検討はこれからというのが現状である。そこで本稿では、最初にこの問題を取り上げてみたい。もし『続日本紀』の原文が「上治郡」となっていたとみてさしかえないということになれば、誤記説は最大の根拠を失うことになるが、それと同時に「上治郡」という名称の郡が存在したことも簡単には否定しがたくなる。したがって、これが「上治郡」の存否を考えるうえでもっとも基本的な論点であることはまちがいない。

とはいえ、『続日本紀』の「上治郡」の誤記説が有力化するの、
『青森県史 資料編 古代1』が「多賀城漆紙文書一〇二号の「此治城」により、上治郡を此治郡（＝栗原郡）の誤記とみる説が有力である」と説明しているように、「此治城」の漆紙文書の出現によるところが大きいと思われる。

多賀城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことで、「伊治城」が「イジ城」ではなく、「コレハリ（またはコレハル、以下コレハリで代表する）城」と読まれていて、「此治城」と書かれることもあったことが知られるようになった。また、古くからあった栗原郡の「クリハラ」が「コレハリ」という読みに由来する地名であるという説も確かな拠り所をもつことになった。しかしながら「上治郡」をめぐる問題にとってもっとも重要なのは、これによって『続日本紀』の「上治郡」は「此治郡」の誤記と思われ、それは栗原郡のことに相違ないという認識がいきに広まったことであらう。

しかしながら筆者は、この誤記説には二つの大きな問題が存在していると考え。一つは「上治郡」を誤記とみなすことであり、もう一つは栗原郡は「此治郡」とも書かれたにちがいないという考え（実際には「此治郡」という表記は確認できない）である。しかしながら、現状ではこのいずれもが歴史学的に論証されたものではなく、あくまでも想定にすぎない。前者については、既述のように今日にいたるまで何ら史料学的な検討が行われていないことに示されている。また後者についていえば、これはすなわち、此治（または

伊治）と栗原があたかも通用するかのようを考えることを意味するが、筆者はこの理解には重大な誤解があると考えている。そこで第二の論点としては、コレハリ（伊治・此治）とクリハラ（栗原）という密接に関連はするが、決してイコールではない二つの地名の関係について、改めて検討を加えることである。

第三の論点は、すでに旧稿で指摘したことであるが、「上治郡」の大領が蝦夷の豪族である伊治公砦麻呂であるという事実である。伊治城には再三にわたって移民が移配されており、『和名類聚抄』には栗原郡の郷として会津郷がみえるので、栗原郡は移民を主体とする郡であったことが確実視される。同じく移民を主体とする黒川以北十郡の郡領は確認できるかぎりすべて移民系の人物によって占められている。別稿^⑧で詳論したように、郡支配は史料上の「推服」（心服してしたがう）という言葉に示されるように、人格的支配を本質としており、郡領には郡内の住民が推服するに足る人物が任命される必要があった。したがって、郡領にどのような系統の人物が就いているかは、人格的支配を本質とする郡支配の問題を考えるにあたって決定的に重要なことであって、蝦夷の族長である伊治公砦麻呂が大領となっている「上治郡」が移民を主体とする「栗原郡」と同一であるはずがないというのが筆者の基本的な認識である。郡制の観点からも上治郡を栗原郡と同一視することはできないと考える。

以下の本論では、以上三つの論点に加えて、上治郡の実態を明らかにするために必要な伊治城・栗原郡・伊治村・伊治公砦麻呂など

をも含めて検討を行い、可能なかぎり「上治郡」の実態にせまってみたい。

一、「上治郡」の史料学的検討

「上治郡」を誤記とみなす見方が広まった前提として、この郡名がここにしかみえず、他の史料で確認しがたいということがあると思われる。しかしながらこのようなことは古代史ではよくあることで、たとえば『続日本紀』天平九年四月戊午条にみえる「玉造等五柵」のうち、他の史料でも確認できるのは玉造柵だけであって、新田柵・牡鹿柵・色麻柵の三柵はこの記事にしかみえず、残りの一柵にいたってはその名称さえも伝えられていないのである。したがって「上治郡」がここにしかみえないということは、誤記説の根拠にはならないことを念のために確認しておきたい。

歴史学的に「上治郡」が誤記でないかどうかを究明するためには、既述のように、『続日本紀』の該当部分の記載が主要な写本でどう書かれているか、また「伊治郡」となっている『公卿補任』と『続日本紀』の記事との文献的な関係がどのように考えられるかということを検討することが不可欠である。

「上治郡」がみえる新古典大系本『続日本紀』と新訂増補国史大系本『公卿補任』（以下、国史大系本という）の記事を並べて掲げると次のようになる。

A. 『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）三月丁亥

丁亥、陸奥国上治郡大領外從五位下伊治公咎麻呂反。率^二徒衆^一、殺^三按察使參議從四位下紀朝臣広純於伊治城^一。

B. 『公卿補任』宝龜十一年条紀広純尻付

三月廿四日丁亥、陸奥^{*}伊治^{*}那大領外從五位下伊治公咎磨^{*}及率^{*}從衆殺按察使広純於伊治城。

^{*}は『続日本紀』と異なる文字。ただし「那」は底本（御系譜掛本）に「郡」とあるので、国史大系本の単純な誤植（図3参照）。

『公卿補任』尻付の官歴・行狀の部分は、土田直鎮氏によって応和（九六一〜九六四）以降の平安中期に国史の記事によって記されたことが明らかにされているが、紀広純の尻付も、両者を比較してみれば明らかのように、『続日本紀』の記事の抜粋であることが明らかである。そこでまず、もととなっている『続日本紀』の記事の写本間の異同を確認しておきたい。新古典大系本のこの部分の底本は蓬左文庫本（金沢文庫旧蔵本）であるが、Aの記事についての校異は、広純の「純」について底本が「紀」と記しているのを諸本によって改めたことを記すだけである。実際に写真によって確認してみても、「上治郡」については蓬左文庫本も、卜部本系統の主要写本である兼右本・谷森本・高松宮本もすべて「上治郡」となっていて、異同は一切確認できない（図1・2参照¹⁰）。

「はじめに」でふれた近年のテキスト校訂の基本的な考え方からすれば、この事実のもつ意味はきわめて重く、恣意的な本文改変を

賑給之丁永陰國上治郡大領外從五位下伴
治公皆麻呂反寧徒衆殺按察使恭議從四位
下紀朝臣廣紀於伊治城廣紀大納言兼中務卿

図1 『続日本紀』蓬左文庫本（名古屋市蓬左文庫所蔵）

五位下駿河國飢疫遣使賑給之丁美陸奥
國上治郡大領外從五位下伊治公皆麻呂
反寧徒衆殺按察使恭議從四位下紀朝
臣廣紀於伊治城廣紀大納言兼中務卿

図2 『続日本紀』高松宮家本（国立歴史民俗博物館所蔵）

防ぐという観点からも、このような場合、『続日本紀』の原文には諸本の記載どおり「上治郡」とあったとみなすのが常識となっている。ところが「上治郡」誤記説では、まずもってこのことのもつ重要性がふまえられていない。現在の史料学からすれば、諸本間に異同があったくみられないという事実、とりもなおさず『続日本紀』の原文には「上治郡」とあったことを示すと考えるのが当然なのである。したがって、「上治郡」誤記説にはもっとも基本的な点で大きな問題があるといわざるをえない。

つぎに、『続日本紀』によったとみられるBの『公卿補任』の記事であるが、まず注意されるのは、問題の「伊治」を別にしても、Bの短い記事のなかに那（↑郡）、及（↑反）、從（↑徒）と、単

純な誤字が三字も確認される（ただし「那」は国史大系本の誤植。

図3参照）。これまた、これまでの研究では、伊藤氏も含めてまったく言及されていないが、当然、これはBの本文の質の評価にかかわってこよう。なお三月丁亥は二十二日であるが、これをBが二十四日とするのは、伊藤氏が指摘しているように、『公卿補任』編者が日付を付加するときに犯した単純な換算ミスとみられる。

さて伊藤氏は、Bに「伊治郡大領」とあることに關して、これは「応和（十世紀中葉）以降の『統紀』写本にもとづき付加された。

伊治皆麻呂の管轄郡の名称に応和以降の編者が興味をもっている可能性は低く、したがって「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえる可能性は低い。『統紀』本来の記述も「伊治郡」とあったとしてよい。「伊治郡」は「コレハリ郡」と読むとすると、多賀城跡出土漆紙文書の「此治郡」^{（ママ）}とも一致する（傍点＝引用者）と、いたって簡単な考察によって現行『続日本紀』の文字を誤りとし、その原文はBにみえる「伊治郡」としてよいという重大な結論を導いている。しかも伊藤氏が何のことわりもなく「此治城」を実例が確認できない「此治郡」としてくり返し引用しているのは、「比治」と「栗原」の通用を前提とする「上治郡」誤記説の発想の典型を示している。さらに「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえる可能性は低い」という主観的な判断のみによって『続日本紀』の本文を改変しているのも、現在の史料学の方法からみて大いに問題があるう。かりに、伊藤氏のいうように、『続日本紀』の原本に「伊治郡」とあったとすると、比較的はやい段階で「伊」をなぜか「上」に書き誤り、

それが現存する主要写本のすべてに引き継がれたことになる。そのようなことが史料学的に考えうるのか疑問であるが、伊藤氏はこの点もとくに説明していない。

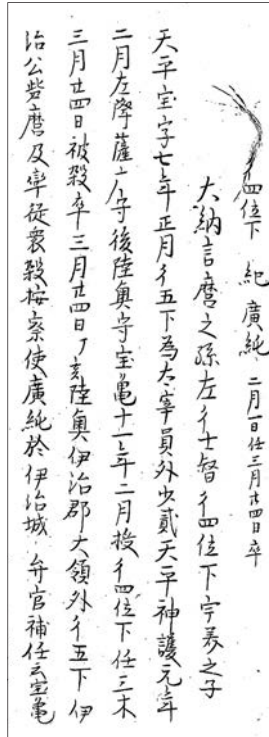


図3 『公卿補任』御系譜掛本（宮内庁書陵部所蔵）

この場合、史料学的にまず考えなければならないのは国史大系本『公卿補任』の底本であろう。それは、凡例によれば書陵部所蔵の御系譜掛本（図3）であるが、これは流布本系統に属する江戸末期の写本とされている。^①したがって問題の尻付が書かれたのが平安中期であっても、それがそのままの形で伝えられているわけではもちろんなく、江戸末期に至るまで書写がくり返されてきているのである。その間には、当然、誤写が生じうる。それを端的に示しているのが、紀広純の尻付にみられる複数の誤字の存在である。要するに、大系本『公卿補任』の紀広純の尻付は、『続日本紀』にもとづいた、しかもテキストとしてはあまり質のよくないものであって、それによってオリジナルの『続日本紀』の本文を訂正するなどというのは、現在のテキスト校訂の方法からは逸脱しているといわざるをえない。

しかしながら、「上治郡」と「伊治郡」の相違は確かに単純な誤写では説明しがたいので、国史大系本『公卿補任』がなぜこのような記載になっているのかは、別に考究して見る必要がある。そこでつぎに『公卿補任』の尻付に、もともと「伊治郡」とあったのかどうかを考えてみたい。

『公卿補任』の宝龜十一年条に関しては、より原本に近いとされる異本系統は伝わっておらず、流布本系統の祖本である山科言継書写の山科本も残されていない。そこで山科本の転写本である桂宮本（書陵部所蔵、江戸初期書写、図4）や柳原本（書陵部所蔵、広橋本（国立歴史民俗博物館所蔵）などの記載を確認してみると、いずれも「伊治郡」となっている。このことから「伊治郡」は、とりあえず流布本系統の祖本である山科本まではさかのぼる可能性が高いと思われる。

では、「伊治郡」は『公卿補任』に尻付が付けられた平安中期までさかのぼるとみてよいであろうか。宝龜十一年条は流布本系統しか残されていないので、『公卿補任』の写本からこれ以上、この問題にせまることは困難であるが、東山御文庫本『一代要記』のつぎ

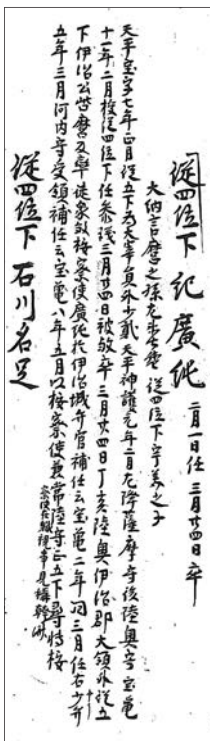


図4 『公卿補任』桂宮本（宮内庁書陵部所蔵）

の記述はこの問題を解決する決め手になると考えられる。

C. 東山御文庫本『一代要記』春 光仁天皇
参議

紀広純

三月廿四日陸奥上治郡大領外從五下伊治土疵瘡反、率^(公告磨)徒衆^(公告磨)一殺^(公告磨)按察使広純於伊治城^(公告磨)。

『一代要記』の原史料の一つとして『公卿補任』が使われている明証があることがすでに指摘されているが、この『一代要記』の紀広純の経歴の部分は、皆麻呂の乱の日付が三月二十四日となっていて、『公卿補任』の尻付に特有の誤りに一致するので、それによっていることが明らかである。この『一代要記』の文では、国史大系本『公卿補任』の単純な誤字である「及」「從」はいずれも正しく書写されているが、「公皆磨」三字を「土疵瘡」と誤写している。そして何といっても注目されるのは「伊治郡」が「上治郡」と記さ

れていて(図5朱線部)、『続日本紀』に一致することである。これは『一代要記』の編者がみた『公卿補任』には、『続日本紀』と同じく「上治郡」と書かれていたことを示している。

『一代要記』は花園天皇代までを対象とする年代記で、その崩御の貞和四年(一二三八)が成立の一応のめやすとなるが、もう一方で、それ以前の後宇多天皇をすでに「今上皇帝」と記すところから、弘安年中(一二七八―八八)にいったん成立し、それ以後、花園天皇代ごろまで書き継がれ、鎌倉時代末ごろに最終的に成立したと考えられている。しかも東山御文庫本は、その書き継がれた原本そのものであり、もともとは金沢文庫に所蔵されていたことも解明されている⁽¹⁶⁾。したがって『一代要記』の編者が『公卿補任』から尻付を抜粋したのは一三世紀後半ごろと考えられ、一六世紀に書写された流布本の祖本である山科本『公卿補任』よりも三〇〇年近くさかのほることになる。

このように山科本よりもふるい『公卿補任』に、確かに『続日本

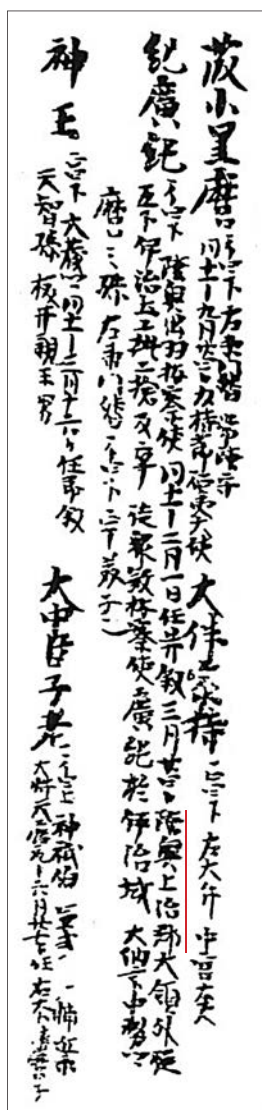


図5 『一代要記』東山御文庫本

『紀』と同じく「上治郡」と記した写本があったことが確認されるので、『続日本紀』の原文を「上治郡」とみることを妨げるものは、もはや何もなくったといつてよい。

では、最後に流布本系統の『公卿補任』で「上治郡」が「伊治郡」と改変されていることはどう考えたらよいであろうか。既述のように、伊藤氏は「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえる可能性は低い」として、現行『続日本紀』の原文「上治郡」を「伊治郡」に改変する根拠としているが、右の検討によってそれが史料学的に成り立ちがたいことが明らかになった。この点をふまえて再考してみると、筆者は「上治郡」を「伊治郡」に故意に書きかえる」とは、むしろ十分にありうると考える。つぎに明らかなる誤りを『続日本紀』で訂正した紀広純の尻付の該当部分をかかげてみると、

三月廿四日丁亥、陸奥上治郡大領外従五位下伊治、公皆磨反、率徒衆殺按察使紀広純於伊治城

となり、この短かい文章中に「伊治」が二箇所みえ、一箇所だけが「上治」となっているのである。この点に着目すれば、書写の際にそのことに気づいた人物が「上治」は「伊治」の誤りにちがいないと思ひ込んで、「伊治」と書き換えたのではなからうか。このように故意に「上治」を「伊治」と書きかえる可能性は十分に考えられるのであり、この点からも「伊治郡」を『続日本紀』本来の記載とできないことが裏づけられたと考える。

以上の検討により、『続日本紀』の伊治公皆麻呂の官職中にみえる陸奥国「上治郡」は『続日本紀』の主要写本の記載が一致してい

るうえ、流布本系統の『公卿補任』の「伊治郡」という記載も、もともとは「上治郡」であったことが確認できた。これによって『続日本紀』の原文に「上治郡」とあったことはもはや動かしがたいといえよう。これは「上治郡」が存在したとする説にきわめて有利な根拠となるが、『続日本紀』の原文自体に誤りがあることも皆無ではないので、『続日本紀』の編纂時に「此治郡」を「上治郡」と書き誤った可能性がないのかも、一応、検討してみる必要がある。

ただその際に注意すべきは、本節の検討によって、流布本系統の『公卿補任』にしかみえない「伊治郡」という表記が本来のものでないことが明らかになったことである。そうすると、次節で具体的に検討するように、郡名の表記としては「栗原郡」が唯一であって、「此治郡」はもろろんのこと、「伊治郡」も実例としては一つも確認できないことになるのである。「上治郡」誤記説の成否を再検討するには、この事実をふまえる必要がある。

二．漆紙文書「此治城」の意義——コレハリとクリハラ——

前節の検討によって、現在もなお有力な「上治郡」を誤記とする説は史料学的には何ら根拠がなく、『続日本紀』の原文に「上治郡」とあったことが確定した。本節ではその結果をふまえて、「上治郡」誤記説をもう一方でささえている、「栗原郡」は「此治郡」あるいは「伊治郡」とも書かれることがあったという理解について再考してみたいと思う。

「此治城」と書かれた多賀城跡一〇二号漆紙文書は、一九七七年の第三〇次調査でSK九八一土壙から出土した。同じ土壙から宝亀十一年(七八〇)十一月の具注暦が出土しているので、「此治城」と書かれた一〇二号漆紙文書もこの前後の時期とみられる。『多賀城漆紙文書』の解説(執筆者平川南氏)は、「伊治城……を訓読すれば、「コレハル(リ)」となり、今回の「此治」(コレハル(リ))と一致するのである。さらに、『続日本紀』宝亀十一年条の「上治郡」も、これまでの伊治との関連だけでは解決できなかった疑問点である。あるいは「上治」は「此」と「上」の混同から生じたものかもしれないという推測も浮かび上がってくる。また、伊治と栗原の関連も、音読の「イジ」と和名抄の「久利波良(クリハラ)」では何ら結びつきは考えられないが、両者を訓読し、「コレハル」と「クリハラ(ル)」とした場合はきわめて似かよった読みとなってくるのである。いずれも、決定的根拠をもちえないが、これらの関連を考える新たな史料であることは間違いない」と、慎重な言い回しながら、現在主流となっている「上治郡」誤記説の基本的な考え方を提示している。

多賀城跡から「此治城」と書かれた漆紙文書が出土したことは、伊治城・栗原郡、さらには「上治郡」をめぐる問題に大きな影響をおよぼすことになった。漆紙文書「此治城」の出土の最大の意義は、何といってもそれまで「イジ城」と読まれてきた「伊治城」が、これによって古代には「コレハリ城」と読まれて、「此治城」とも書かれたことが知られるようになったことである。また、江戸時代以

来ある、栗原郡の「クリハラ」が「コレハリ」という読みにもとづいた地名であるという説が確かな根拠をもつようになったことも重要であろう。

はやく廣瀬典(蒙斎)は、新井白石の「奥州五十四郡考」に補遺を付した「奥州五十四郡考補」⁽¹⁸⁾において、「伊治則古礼波留、与栗原声近」と、「伊治」をコレハルと訓読して、その音がクリハラに近いと述べている。大槻文彦はこれをふまえて、「常陸二新治アリ、伊予ニ今治アリ、……若シハ伊治城管下ノ地ヲ郡ニ建テラルヽトキ、伊治ノ音読ナルニ、新二訓ヲ施シ、声ノ近キヲ以テ栗原ノ字ニ作り、新二郡ニ命名セラレシモノカ」⁽¹⁹⁾と、「伊治」はもともとイジと音読していたのを、伊治城管下に郡を建てるときに、その訓読みであるコレハルと音が近いということで「栗原郡」と命名したのではないかと推測している。

大槻は「伊治」はもともと音読だったのではないかとしたが、「此治城」の出土によって「伊治」も訓読されていたことが、現在では明らかである。今治は中世以降の地名なのでここではしばらく措いて、古代の地名の実例を見ると、大槻もあげていた常陸国新治郡⁽²⁰⁾のほかに、尾張国を藤原宮出土木簡で「尾治国」と書く例があるので、治はハリが一般的なように思われる。ただし、すでに今泉隆雄氏が指摘しているように、『和名類聚抄』の上総国望陀郡の畔治郷に「安波留」という訓が付されているので、ハルと読むこともあったことが知られる。したがってどちらか一方に決めることはむずかしいので、本稿では、「はじめに」でものべたようにコレハリ、コ

レハル兩様の読み方の可能性があることを認めつつ、一応、コレハリで代表させることにしたい。

本稿のテーマからすれば、「此治城」の漆紙文書の出現によって「上治郡」を「此治郡」の誤記とみる説がにわかにより力化することが重要であるが、「はじめに」でもふれたように、筆者はこの理解には重大な混同、誤解が含まれていると考える。この誤記説の成り立ちをたどってみると、(1)此治（または伊治）と栗原があたかも通用するかのようになし、さらに(2)そのことを前提として、栗原郡は「此治郡」とも表記されたと考え、そのうえで(3)「上治郡」は「此治郡」の誤記であろうと推測するのである。改めて確認してみると、(1)～(3)のどれひとつとして実証されておらず、想定に想定を重ねた推測説にすぎないことがわかるであろう。

かりに此治（伊治）と栗原が文字通り通用したとすれば、伊治城は「栗原城」とも書かれたはずであるし、伊治公も栗原公と表記されておかしくない。ところがそのような用例は、改めていうまでもないが、一つも確認できない。そもそもコレハリとクリハラは同音ではないから、栗原という表記は決してコレハリとは読めないし、伊治と書いてクリハラと読めないこともいうまでもない。現地地名であるコレハリを和語的に改変したのがクリハラなのであろうが、両者は用字も読みも異なる別個の地名なのであって、文字通りの通用などはじめからあり得ないのである。「上治郡」を「此治郡」の誤記とみる説は、この点をあいまいにしたまま両者を混同してきたことをまず指摘しておきたい。

ここで、私見の正しさを証明するために、コレハリ（伊治・此治）とクリハラ（栗原）の用例を表1に整理して示してみよう。この表をみれば一見して明らかのように、事項ごとにクリハラかコレハラかは峻別されており、混用がみられるものは一つとして存在しない。郡以外で「クリハラ」が用いられるのは郷と駅に限られるが、それはこれらがいずれも栗原郡の管轄下にあるからではないかと思われる。それに対して城柵と村は郡の管轄下にないので、本来の地名であるコレハリが使われつづけたと考えると整合的に理解することができよう。

『統日本紀』神護景雲元年十一月己巳条に「置陸奥国栗原郡」。本是伊治城也」とあるのは問題の多い記事で、これまでもさまざまな議論がある。くわしくは次節で取り上げることとして、この記事からも明らかのように、建郡されたのはあくまでもクリハラ郡であって、決してコレハリ郡ではない。実際にも「此治郡」が存在しないだけでなく、「伊治郡」も、唯一の例であった『公卿補任』の紀広純の尻付のものが、前節の考察で『統日本紀』と同じ「上治郡」が本来の表記であることがはっきりしたので、結局、確実な例は一つも確認できないことになった。要するに、郡名としては「栗原郡」が唯一確認できる表記であって、「上治郡」誤記説の大前提となっている「此治郡」という表記は、そもそも存在しえないことが明確になったと思われる。

以上、一・二両節の考察によって「上治郡」誤記説は史料学的にも、またコレハリとクリハラの実際の用例に照らしても成立しがた

表 1 伊治・栗原用例一覧

出典	城名	郡名	郷名	駅名	村名	備考
『続日本紀』 神護景雲 1 (767). 10. 辛卯	伊治城					伊治城完成
『続日本紀』 神護景雲 1 (767). 11. 己巳	伊治城	栗原郡				栗原郡建置、「本是伊治城也」
『続日本紀』 神護景雲 2 (768). 12. 丙辰	伊治 (城カ)					「伊治・桃生」への移住者募集
『続日本紀』 神護景雲 3 (769). 2. 丙辰	伊治城					「桃生・伊治二城」への移住者募集
『続日本紀』 神護景雲 3 (769). 6. 丁未					伊治村	「陸奥国伊治村」への浮浪人の移住
『続日本紀』 宝龜 11 (780). 3. 丁亥	伊治城					伊治皆麻呂の乱
多賀城跡出土漆紙文書	此治城					宝龜11年11月の具注暦が共伴
『類聚国史』 延暦 11 (792). 1. 丙寅					伊治村	志波村の夷と伊治村の俘との確執
『日本後紀』 延暦 15 (796). 11. 己丑	伊治城					伊治城と玉造塞との間に駅を置く
『日本後紀』 延暦 15 (796). 11. 戊申	伊治城					諸国の民9,000人の伊治城への移住
『日本後紀』 延暦 23 (804). 11. 戊寅		栗原郡				栗原郡に3駅を置く
『続日本後紀』 承和 4 (837). 4. 癸丑		栗原郡				「栗原・賀美両郡百姓逃出者多」
						「栗原・桃生以北俘囚、控弦巨多」
『延喜式』 卷10 神名下		栗原郡				
『延喜式』 卷22 民部上		栗原郡				
『延喜式』 卷28 兵部				栗原駅		
『和名類聚抄』 卷7 郷里部第2			栗原郷			
『和名類聚抄』 卷10 居処部 (高山寺本)				栗原駅		
『陸奥語記』 康平 5 (1062). 8. 9		栗原郡				

付注：『続日本紀』神護景雲 8 (769). 1. 己亥の「二城」は桃生・伊治両城を指すと考えられるが、この表では省いた。
このほか、伊治公皆麻呂もすべて「伊治」であるが、氏族名なので省いた。

く、古代陸奥国に栗原郡と別に「上治郡」という名称の郡が存在したことが証明されたと考える。

ここでいったん上治郡から離れ、関連するいくつかの問題を取り上げて検討してみることにはしたい。

三、「上治郡」の周辺——伊治城・栗原郡・伊治村など——

上治郡は、宝亀十一年紀に一度みえるだけなので、その実態を明らかにすることはきわめてむずかしい。そこで、上治郡の実態にせまる手がかりをうるために、伊治城・栗原郡や伊治村など、上治郡に関連するいくつかの事項について、これまでの研究をふまえながら検討を行ってみたい。

まず伊治城の造営であるが、これは山道蝦夷への備えという戦略的意味があったと考えられ、その造営の経緯は『続日本紀』神護景雲元年（七六七）十月辛卯条からうかがうことができる。それによれば、「勅、見^レ陸奥国所^レ奏、即知^二伊治城作^一了^一。自^レ始至^レ畢、不^レ満^二三旬^一。朕甚嘉焉。……若^二不^一哀進^一、何勸^二後徒^一」として、陸奥守兼鎮守將軍田中多太麻呂に正四位下を授け、以下、陸奥国司・鎮官にも授位が行われている。なかでも道嶋三山は、「首建^二斯謀^一、修成築造。今美^二其功^一、特賜^二從五位上^一」と、この造営事業での功績を特筆され、地方豪族として破格の從五位上を授かっている。これは、道嶋氏一族が陸奥国の広い地域で大きな権威をもっていて、柵戸などの動員に大きな功績があったことを示すもの

と考えられる。この記事で、もう一人三山と並んで位階を特授されている人物が吉弥侯部真麻呂で、「徇^レ国争^レ先、遂令^二馴服^一」。狄徒如^レ歸」と、国家の方針に従って「狄徒」、すなわち蝦夷を帰順させるのに特段の功績があったとして、外從五位下から外正五位下へ昇叙されている。この真麻呂は俘囚とみられ、その真麻呂が伊治城の造営に先だって率先して国家の蝦夷政策に協力しているのである。

今泉隆雄氏は、この真麻呂こそが伊治公咎麻呂らの集団の懷柔・帰服にあたったのではないかとみている。²⁹ 咎麻呂ら地元の蝦夷集団の帰属・協力なしに伊治城を短期間で造営することが困難であることを考えれば、その可能性は高いと思われる。

なお、今泉氏はさらに推論を進めて、延暦十一年（七九二）に無位から外從五位下を授かり、同十四年に俘囚大伴部阿弓良に殺害された吉弥侯部真麻呂を右の真麻呂と同一人物とみているが、両記事は二五年以上も隔たっているうえに位階にも齟齬があるので、この点については疑問が残る。

それはともかくとして、ここで注意しておきたいのは、伊治城の造営に際して周辺の蝦夷に対して組織的な懷柔策が実施されたことである。しかも真麻呂が授かった外正五位下という破格の位階からみて、このときの真麻呂の功績はきわめて高く評価されたとみられる。伊治城の築城は、「自^レ始至^レ畢、不^レ満^二三旬^一」と記されていて、表面的には造営は容易であったようにみえるが、実際には伊治城を築くのになまざまな困難が予想されたので、三山や真麻呂など

の有力人物を用いて事前に必要な人員の動員や蝦夷の懐柔など、周到に準備工作を行ったうえで、一気呵成に築城を終わらせたこととみた方がよいと思われる。

これらのことは伊治地域の蝦夷勢力が有力であったことを示唆するものであるが、ほかにもそのことを裏づける根拠がいくつかある。まず、七世紀後半代から八世紀半ばにかけての古代国家の北辺が伊治地域のすぐ南の大崎・牡鹿地域であり、しかも八世紀前半にはここに微小な黒川以北十郡と特殊な田夷郡（＝遠田郡）を置き、なおかつそれらの北縁部を取り囲むように「玉造等五柵」など多くの城柵を配列した防衛ラインを敷くなど、特異な境界地帯を構成していたが、それはその北側の蝦夷勢力に備えたものであることは明白であろう。その蝦夷勢力が、海道蝦夷と山道蝦夷の二大勢力であるが、そのうちの山道蝦夷の最南端の蝦夷集団が伊治地域の蝦夷集団であった。したがって古代国家が七世紀半ば過ぎに大崎地方に進出して以来、神護景雲元年（七六七）に伊治城が造営されるまで、いわば伊治地域が律令国家の北への支配領域拡大をはばむ壁となっていたことになる。

考古学的にも、伊治城周辺の蝦夷集団の勢力が警戒すべき存在であったことを示す証拠がある。それが、伊治城の平面構造である。伊治城は、発掘調査の結果、もっとも典型的な「三重構造城柵」であることが判明した。三重構造城柵とは、通常の城柵が政庁・外郭と二重に区画施設をめぐるのに対して、さらにその外側に区画施設をめぐるして居住区を城柵内に取り込む構造をとるところに特徴

がある。

伊治城では、外側から外郭・内郭・政庁の三重に区画施設をめぐらす、もっとも外側の外郭は南辺が築地塀である以外は、より頑丈な土塁に空堀であり、しかも北辺部は土塁を二条めぐらしている。外郭内の北半部からは多数の竪穴住居が検出されており、柵戸などの居住区と考えられる。これは北方からの蝦夷の攻撃を想定して、城柵の北側の防備をとくに嚴重に固めて、城内に居住区を取り込んだものと解され、伊治城造営期に周辺が緊迫した状況にあったことを考古学的に裏づけるものといえよう。²³ 上治郡の建郡の背景には、このような有力な蝦夷集団の帰服と、さらに北方の未服の山道蝦夷への備えがあったことが考えられよう。

つぎに、栗原郡の建郡について考えてみたい。栗原郡は、『続日本紀』によれば、伊治城造営の翌月の神護景雲元年十一月己巳条に「置陸奥国栗原郡」。本は伊治城也。」とあり、このとき建郡されたことになっている。ところがこの記事はさまざまな問題のある史料で、慎重な取り扱いが必要である。筆者も以前、この史料を取り上げたことがあるので、ここでは略述しておきたい。まず日付の干支の問題がある。該史料の干支は、国史大系本『続日本紀』は「乙巳」とするが、新古典大系本は底本の蓬左文庫本をはじめとする諸本が一致して「己巳」としているので、それらによっている。校訂の原則からすれば、新古典大系本の「己巳」が適切である。ところが、『続日本紀』のこの辺りの記事は干支につきのような混乱があり、従来から錯簡として議論が行われてきた。

(a) 十月壬戌条―叙位記事。十月に壬戌なし。

(b) 十一月壬寅条―四天王寺壱田の記事。十一月に壬寅なし。『日本紀略』は十月壬寅（二十六日）とする。

(c) 十一月己巳条―栗原郡の建郡記事。己巳は二十三日。『日本紀略』は十月乙巳（二十九日）とする。己巳が正しいとしても、この後に癸亥（十七日）、丙寅（二十日）と記事が続くので、日付順に配列されていない。

このうち(b)壬寅条については、班年の問題との関わりもあって、戦後の一時期、盛んに議論が行われた。⁽²⁶⁾その議論の中で有力化するものが、この記事を錯簡とみて神護景雲三年（七六九）六月に移そうとする説である。さらにはそれをふまえて(c)栗原郡の建郡記事も同年六月に移すべきだという意見も出された。⁽²⁷⁾しかしながら、それらは国史大系本の「乙巳」を前提としているうえに、(b)の四天王寺壱田の記事をめぐる錯簡問題に関連づけて考察を行っている。ところが(b)は、他の関連史料との関係を確定しがたく、神護景雲三年の記事とみなす決め手に欠ける。⁽²⁸⁾そのようなことからこれらの記事をめぐる議論はしだいに下火となり、新古典大系本『続日本紀』では、十月壬戌条から十一月己巳条にかけて干支に混乱がみられることは指摘するが、神護景雲三年に移す立場はとっていない。問題の十一月己巳条も、十一月の記事として扱っている。

以上、十一月己巳条の錯簡をめぐる問題の経緯を概観したが、新古典大系本以前の議論は、『続日本紀』の写本に異同のない干支を国史大系本に無批判にしたがって訂正しているうえ、(c)の栗原郡の

建郡を神護景雲三年に移す明証はないので、現段階では新古典大系本の校訂にしたがうのが妥当と思われる。

(c)がそのまま神護景雲元年の記事でよいとすると、伊治城が完成したのは神護景雲元年十月のことであるから（同年十月辛卯条）、栗原郡の建郡は伊治城の完成からわずか一ヶ月ほどしか経っていないことになる。その間のことをことさらに「本是伊治城也」と記すのは、かなり不自然な印象を受けることは否定できない。しかしながら、「本是伊治城也」を『続日本紀』の編者が加えた注釈的な記述と解せば、疑問は氷解しよう。本稿で再三ふれたように、「伊治」はコレハリと訓み、栗原郡のクリハラはそれに由来すると考えられる。しかしながら字面だけではそのことがわかりにくいので、『続日本紀』の編者が栗原郡の建郡記事にそのことが分かるように注解を加えた⁽²⁹⁾とみれば、わずか一ヶ月しか経ていないにもかかわらず「本是伊治城也」と記されていることも、十分に説明がつくと思われる。

かつてこの栗原郡の建郡記事を神護景雲三年に移そうとしたもう一つの理由として、築城から建郡までが短かすぎるという見方があったが、これは明確な根拠があるわけではない。別稿で検討したように、秋田城の場合、前身の出羽柵を秋田村に遷置したのが天平五年（七三三）で、延暦二十三年（八〇四）にいたってようやく秋田郡が建置されているので、その間、実に七一年もかかっていることになる。しかしこのような例はほかに確認できず、雄勝城の場合、造営がほぼ終了した天平宝字三年（七五九）に雄勝・平鹿二郡

が置かれているし、出羽柵の創建も和銅元年（七〇八）の出羽郡の建置とほぼ同時であったとみてよい。

さらに、すでに郡制が施行されている地域に城柵が造営されることも少なくない。多賀城はその代表であるが、ほかに「玉造等五柵」なども、大崎・牡鹿地方の建郡（評）は七世紀後半代までさかのぼる可能性が高い（信太評など）ので、多賀城に相前後して建置された城柵の多くはすでに郡制が施行されていたところに造営され、完成後に郡が分置されたとみるのがよいと思われる。桃生城も、『続日本紀』に「於陸奥国牡鹿郡」、跨「大河」「峻嶺」、作「桃生柵」とあるように、牡鹿郡の郡域に桃生柵（城）を造営し、のちに牡鹿郡から桃生郡を分置したとみられるのである。

このように、かつて想定されていた、城柵の造営後、しばらくの間は軍政を意味する城制が敷かれ、その後、民政である郡制に移行するというような図式は何ら証明されたものではない。具体的にみてみると秋田城だけが、秋田城に固有の事情で建郡が遅れたのであって、全体としては城柵の造営と建郡はほぼ同時とみられることが少なくなく、国郡制の施行領域内にあとから城柵が造営される事例も複数確認できるので、城柵の造営と建郡の間に一定の関係があったとはいえないのである。したがって伊治城造営の一ヶ月後に栗原郡が建郡されたとすれば、それは築城と建郡の関係としてはむしろ一般的であり方を示す事例ということになる。

神護景雲元年（七六七）の伊治城造営のあと、同二年から三年にかけて法外の優遇措置を講じて陸奥、および坂東諸国の百姓で桃

生・伊治両城に移住することを希望するものを募り、さらに同三年には浮浪人二五〇〇余人を伊治村に移配している。これらのうち、伊治城・伊治村とあるのは、実質的には伊治城管下の栗原郡に移民を送り込むことを意味したと考えられる。というのは、柵戸の移配先として史料にみえるのは城柵がもっとも多く、郡になっている例は一つも確認できないからである。伊治地域には、皆麻呂の乱以前に上治郡も建郡されていたが、後述のように上治郡は蝦夷を主体とする蝦夷郡と考えられるので、大半は栗原郡に送り込まれたとみてよい。さらに延暦十五年（七九六）には、坂東に出羽・越後等の諸国の民九〇〇〇人を伊治城に移住させている。これは皆麻呂の乱後の伊治城・栗原郡の復興にかかわる施策とみられるが、くわしくは次節で取り上げたい。

このように伊治地域には、伊治城造営直後と乱後の復興期に組織的に移民（柵戸）が送り込まれているが、それは伊治城管下の栗原郡が移民を主体とした近夷郡であったことを示していると考えられる。

以上、伊治城の造営、伊治地域の蝦夷勢力、栗原郡の建郡時期とその住民構成などについてみてきたが、つぎに史料にみえる「伊治村」について検討してみたい。「伊治村」は表にも示したように、史料に二度みえている。

まず、『続日本紀』神護景雲二年（七六九）六月丁未条には、「浮岩百姓二千五百余人置陸奥国伊治村」と浮岩、すなわち浮浪人の移配先として「伊治村」が出てくる。この時点で伊治城はすでに

造営されており、栗原郡も、神護景雲三年の錯簡説に確かな根拠がないので、すでに建郡されているとみてよい。柵戸の移配先は、さきに述べたように城柵であることが一般的であって、伊治地域への柵戸移配も、この例以外はすべて伊治城とされている（『統日本紀』神護景雲二年十二月丙辰条・同三年正月己亥条・同三年二月丙辰条、『日本後紀』延暦十五年十一月戊申条）。一方、「村」が移配先とされているのは、ほかに天平宝字元年（七五七）の小勝村（『統日本紀』同年七月戊午条）があるが、この場合は小勝柵（雄勝城）の完成以前であり、そのため「村」とされたと考えられよう。また浮浪人であっても、城柵を移配先とするのが通例なので（『統日本紀』天平宝字二年十月甲子条・同三年九月庚寅条、『日本紀略』延暦二十一年正月戊辰条など）、この点から神護景雲三年の「伊治村」を説明することも困難である。したがってこの記事で、なぜ浮浪人の移配先が通例と異なって「伊治村」となっているのかは、現在の筆者には説明しがたい。ちなみに、さきにも述べたように、移配先が郡になっている例は皆無なので、ここが「伊治村」になっていることと栗原郡、あるいは上治郡の存否は直接関係しないと考えられる。

もう一つの「伊治村」は『類聚国史』巻一九〇俘囚延暦十一年（七九二）正月丙寅条にみえる。「斯波村の夷」胆沢公阿奴志己が、自分たちは以前から帰服を望んでいたのに、「伊治村の俘」に妨害されて陸奥国府まで来ることができなかったことを訴え出した記事である。ここで「伊治村」は俘（＝俘囚）の居住地とされている。

この記事については、永田英明氏の興味深い分析がある³²。永田氏は「道の支配」という視点からこの記事を読み解いていく。すなわち伊治村には国府多賀城と胆沢・斯波（志波）方面（北上川中流域）を結ぶ主要交通路である「山道」が通っていて、伊治村の俘はその「山道」を掌握することで北上川中流域の蝦夷集団と陸奥国府との通交を制約することが可能であったこと、したがって北方の蝦夷集団にとっても、陸奥国府など南方の政治権力にとっても、伊治村の蝦夷集団とどのような関係を築くかが重要な課題となったことを指摘する。伊治地域は、律令国家からは北上川中流域方面にのびていく「山道」の玄関口として把握されたが、もう一方で海道蝦夷の拠点とみられる遠山村（登米地域）方面とも迫川を介してつながっていたことも指摘する。伊治地域の特質を考えるうえで重要な視点と思われる。

筆者が注目したいのは、この記事では伊治村が「俘」すなわち俘囚の居住地として現れることである。この地域は、もともと皆麻呂を中心とした「伊治公」一族の本拠地であり、彼ら一族を主体として皆麻呂の乱の起こる宝龜十一年以前に、栗原郡に隣接した地域に上治郡が組織され、皆麻呂が大領職に就いていた。次節でくわしく述べるように、上治郡は地元の蝦夷系家族伊治公皆麻呂によって統率された蝦夷郡であったと考えられる。

古垣玲氏の整理によれば、服属した蝦夷は「蝦夷」身分と「俘囚」身分に大別されて国家の支配下におかれた。「蝦夷」は集団性を保ったまま律令国家に服属して、〇〇（本拠地の地名）＋君（公）とい

う姓を与えられたのに対して、「俘囚」は集団性を失って個別に律令国家に帰服した蝦夷で、大伴部・吉弥侯部などの部姓を与えられた。³³⁾したがって、さきほどの伊治城完成の記事でいえば、皆麻呂が「蝦夷」であるのに対して、吉弥侯部真麻呂は「俘囚」ということになる。今泉氏は、真麻呂は「伊治の俘囚であるらしい」と推測しているが、そうであったとしても、俘囚はもともと他地域から個別に帰服してきた蝦夷と考えられるので、上治郡の中心的存在は、皆麻呂を中心とした伊治公一族であったとみてよい。

ところが延暦十一年（七九二）の記事では、斯波村の「夷」の国府への朝貢を妨害していたのは伊治村の「俘」、すなわち俘囚とされている。つまりこの時点で伊治村は、俘囚を主体とする村に変貌していることがうかがわれる。伊治公皆麻呂の乱の勃発後、皆麻呂は行方知れずとなるが、その際に伊治公一族の大半も皆麻呂とともにいずこかに逃走したと思われ、それによって上治郡も廃絶してしまうことは容易に想像されよう。その後、交通の要地であった上治郡の故地には他地域から個別に帰服してきた俘囚たちが住みつくようになり、新たに俘囚を主体とする集落が形成されていった——それが「伊治村の俘」であろうと推測する。

以上、上治郡に関連する伊治城・伊治地域の蝦夷集団・栗原郡・伊治村などを取り上げ、検討を行ってきた。とくに神護景雲三年の伊治村への浮浪人の移配については、なぜ移配先が通常の城柵ではなく伊治村となっているのかは、よく分からなかった。しかし延暦十一年に伊治村が「俘」の居住地としてあらわれるのは、皆麻呂の

乱の影響と考えられることを指摘した。そこでつぎに皆麻呂の乱の伊治地域への影響を考えてみたい。

四．皆麻呂の乱と伊治地域

宝龜十一年（七八〇）三月、按察使紀広純は、胆沢の地を制圧する拠点として覺鑿城を造るために俘軍を率いて伊治城に赴くが、そのとき牡鹿郡大領道嶋大楯と皆麻呂も付きしたがって伊治城に入った。皆麻呂は広純と大楯を怨んでいたので、この機会を捉えて俘軍とひそかに通じて誘い出し、大楯と広純を殺害してしまうのである。これが東北古代史上著名な伊治公皆麻呂の乱であるが、乱後、陸奥国では按察使の死去によって指揮系統が崩壊し、大混乱におちいるなか、皆麻呂は俘軍を率いて南下して多賀城にいたり、無人となった城内に入って「府庫之物」を略奪したのち、城に火を放って焼亡させたことが『続日本紀』に記されている。

しかしながら、皆麻呂の乱の影響はそれにとどまらなかった。伊治城は発掘調査の結果、政庁に三期の変遷が認められることが判明したが、そのうちⅡ期は火災にあっており、これが皆麻呂の乱にもなうものと考えられ、その後に復興されたのがⅢ期とされている。³⁴⁾『続日本紀』天応元年（七八一）九月辛巳条には、皆麻呂の乱で陥落した「諸塞」（＝諸城柵）を復したとあるので、乱の際に攻め落とされた城柵はほかにもいくつかあったとみてよい。

さらに、皆麻呂が政府軍に反旗をひるがえし、按察使紀広純を殺

害したうえ、陸奥国府多賀城を焼き討ちしたことは、在地社会や三十八年戦争の戦況にも甚大な影響をおよぼしたと考えられる。乱の翌年の天応元年、征東大使藤原小黒麻呂の奏状に「伊佐西古・諸紋・八十嶋・乙代等、賊中之首、一以当^レ千」(『続日本紀』同年六月戊子朔条)とあって、乱後の反乱軍のリーダーとして四人の名があげられているが、ここにはもはや皆麻呂の姿はみえない。そのなかの伊佐西古は、宝龜九年(七七八)に志波村の蝦夷を制圧した功を賞されて皆麻呂とともに外従五位下を授かった吉弥侯伊佐西古と同一人物とみられる。とすれば、伊佐西古はもとと律令国家に服属してその蝦夷政策に積極的に協力していた俘囚であったことになる。それが乱後には、反乱軍側のリーダーとして名前があがるような存在になっているのである。また天応元年には、皆麻呂らの反乱軍に加わった百姓が敵軍からもどってくれば復三年を給うという詔が出ているので、かなりの数の百姓が反乱軍側に加わったことがうかがわれる。

このように皆麻呂の乱をきっかけとして、律令国家の蝦夷政策に協力してきた蝦夷たちに加え一部の百姓までもが離反して反乱軍側に付く状況になり、陸奥国の北部一帯は大混乱におちいった。乱後に最初に編成された征討軍は、征東大使に任命された藤原継縄が現地に下向せず、代わって指揮をとった副使の伴益立は逗留を重ねて光仁天皇に叱責される。その後持節征東大使に任命されて陸奥に下向した藤原小黒麻呂も、またもや逗留を重ねて叱責され、満足な戦果もあげられないまま天応元年(七八一)五月に帰還して、即

位したばかりの桓武天皇に譴責を受けている。継縄が下向しなかっただけでなく、益立・小黒麻呂と立て続けに進軍を躊躇し、逗留を重ねているのは、単に戦意が低いことが原因なのではなく、反乱軍がすこぶる強勢で、進軍を躊躇せざるをえない状況であったことを示しているよう。

その後、延暦三年(七八四)二月に伴家持を持節征東將軍に任じるが、征討が実施されないまま家持は翌四年八月に死去する。さらに同七年(七八八)七月に紀古佐美が征東大使(大將軍)に任じられ、十二月に辞見するが、征討軍は翌八年三月に衣川に營三処を築いたあと、またしても逗留を重ねて五月に叱責を受け、まもなく杜撰な作戦で北上川を東に渡河して巢伏村付近で阿弓流為軍に大敗を喫してしまう。

二度と負けないところまで追い詰められた桓武は、側近の若い武官坂上田村麻呂の拔擢に踏み切り、延暦十年(七九一)に大伴弟麻呂を征夷大使(同十二年に征夷大將軍と改称)に任命するとともに田村麻呂ら四人を副使(同じく征夷副將軍と改称)に任命する。さらに数年をかけて東海・東山道諸国に軍備を調えさせたうえで、弟麻呂は同十一年閏十一月にいったん辞見するが、なぜか同十三年二月にいたって節刀を授かっている⁽³⁵⁾。この間、副將軍田村麻呂が同十二年(七九三)二月に辞見し、翌十三年(七九四)六月に『日本紀略』に「副將軍坂上大宿祢田村磨已下征^二蝦夷^一」という簡略な記事がみえるように、ようやく阿弓流為率いる蝦夷軍に勝利をあげるのである。ちなみにこのときの兵力は一〇万であって(『日

本後紀』弘仁二年五月壬子条)、これは征夷戦の兵力としては最大規模である。

以上、皆麻呂の乱後の状況を概観したが、乱後の陸奥国北部は主要城柵を焼かれたうえ、反乱軍の蹂躪も受けて大混乱におちいる。そのようななか、同年十二月には「多賀・玉作等城」の名がみえ、翌天応元年には藤原小黒麻呂が「進_レ軍、復_二所_レ亡諸塞_一」したことがみえるので、主要城柵から復興が進められたことがうかがわれる。ところがその後も伊治城は史料には現れず、つぎに確認できるのは延暦十三年の征夷戦勝利後の同十五年のことである。とくに永田英明氏が指摘しているように、延暦八年(七八九)の征夷の際に、征東大使紀古佐美が子波(志波)の地への軍糧輸送の困難さを訴えた際に軍糧輸送の起点とされているのは玉造塞であって、そこに伊治城が現れないのは、この時点で伊治城が城司や兵士の常駐する城柵として機能していなかったことを示すものとして注目される。⁽³⁶⁾

さらに重要なのは、一六年ぶりに伊治城が史料にみえるのが、延暦十五年(七九六)十一月の伊治城と玉造塞の中間に駅を置くという記事と、坂東六カ国と出羽・越後国の民九千人を伊治城に移すという記事であることである。しかも、永田氏のいうように、このいずれもが伊治城・栗原郡の復興にかかわる内容とみられる。とくに後者の九千人という数字は、人単位の柵戸移配としては知られるかぎり最大のもので、このときの伊治城復興策がいかに規模の大きいものであったかがわかれよう。そしてこれらの復興策が田村麻呂がはじめて副將軍に任命された延暦十三年の征夷の直後に行われ

ているのは、この征夷によって中央政府側が皆麻呂の乱後はじめて勝利をあげるまでは、伊治地域の復興に本格的に着手することができないような状況であったことを物語っているといえよう。

さらに延暦二十三年(八〇四)には、「陸奥国栗原郡、新置三駅」(『日本後紀』同年十一月戊寅条)と、栗原郡に三駅を置いたことがみえる。この記事に着目した淵原智幸氏は、「後代の栗原郡域に、これらの駅家すべてが設置された想定するのは困難であり、当時の栗原郡は後代より広かった」と解し、伊治城が造られてから胆沢城が造られるまでの三〇余年にわたって、のちの磐井郡域が栗原郡の「延長」ともいふべき曖昧な位置づけであったとしている。⁽³⁷⁾これは、衣川の境界機能がはやくからあったという氏説との関連で主張されているのであるが、右にのべたような乱前後の栗原地域の状況がふまえられていないのは遺憾である。

栗原郡に三駅が置かれたことから「当時の栗原郡は後代より広かった」とみる点には賛同したいが、三駅の設置は、永田氏が指摘しているように、延暦二十年(八〇一)の征夷によって胆沢・志波地域の制圧に成功したあと、翌二十一年に胆沢城、さらに二十二年に志波城を造営したことにもなうものと考えられ、栗原郡が磐井郡域をも含むようになるのも、政府軍がはじめて優位にたつ延暦十三年の征夷戦をまたなければならなかったとみるべきであろう。

永田氏の検討によって、伊治城は、皆麻呂の乱後、少なくとも延暦十三年の征夷戦までは城柵として機能しておらず、したがって栗原郡域の支配もいまだ安定していなかったとみられることが明らか

となったと思われる。さらに皆麻呂の乱以前の段階においても、乱の直前に覺繁城の造営が計画されたのは、「賊来犯」に苦しんだ陸奥国が「塞^二其寇道^一」いで「其勢更強」まることを防ぐために「宜^下造^二覺繁城^一、得^中胆沢之地^上」と提案しているように(『続日本紀』宝亀十一年二月丁酉条)、山道蝦夷の来襲を防いで、胆沢の地を制圧しやすくするためという理由であるから、伊治城造営後、とくに三十八年戦争勃発後は伊治城以北の支配がきわめて不安定であったことがうかがわれる。このような状況下に栗原郡域が磐井地域にまでひろがっていたと想定することに意味があるとは思われない。

以上みてきたように、皆麻呂の乱の影響は甚大で、伊治城・栗原郡の復興が本格化するのには、延暦十三年の征討による勝利以降のことであった。陸奥北部に一〇数年にわたって深刻な影響をおよぼした皆麻呂の乱が、皆麻呂が大領であった「上治郡」の命運を決したのであることは容易に想像がつくと思われる。

五. 伊治公皆麻呂と「上治郡」

そこで最後に、上治郡の建置から消滅までを、その大領であった伊治公皆麻呂との関連からみてみよう。まず上治郡の建郡時期について考えてみたい。それがいつかを示す史料はむろん残されていないが、伊治城の造営後とみてよいであろう。というのは、前節でふれたように伊治城創建時の吉弥侯部真麻呂を中心とした伊治地域の蝦夷の組織的な懐柔策によって、はじめて伊治公皆麻呂ら地元の蝦

夷集団が帰服したとみられるからである。皆麻呂は、当初、蝦夷爵第二等を有していたが、征戦の功によって外従五位下を授かる。『続日本紀』にはその記事が、宝亀八年(七七七)十二月辛卯条と、翌九年六月庚子条に重複してみえている。九年条の方が正しいと考えられるが、今泉氏は、「皆麻呂の上治郡大領への任官は、宝亀九年夷爵から外従五位下という文位を授けられ官人身分を獲得することによってはじめて可能になった」とし、皆麻呂が初代の大領だとすれば、上治郡の設置は宝亀九年以降になるとしている。⁽³⁹⁾これは、板橋源氏が「蝦夷爵有帶者にして官職に就いた者は絶えて見あたらず、⁽³⁸⁾「蝦夷爵有帶者にして官職に就くためには令制位階を先ず帶し、しかる後においてでなければならぬ」とし、皆麻呂も文位を獲得したのちに大領職についたと推測していることを継承したものとみられる。⁽⁴⁰⁾

興味深い説ではあるが、疑問がないわけではない。というのは、蝦夷爵第三等を有する陸奥蝦夷邑良志別君宇蘇弥奈が香河村に郡家を立てて「編戸民」となることを申請し、許可されている例(『続日本紀』靈龜元年十月丁丑条)があるからである。『常陸国風土記』の例などからみても、申請者が建郡後は郡領になったとみるのが自然なので、この場合、蝦夷爵の保有者である邑良志別君宇蘇弥奈が郡領になった可能性が高い。したがって上治郡の場合も、皆麻呂が蝦夷爵の段階に建郡され、皆麻呂が郡領に任用された可能性も否定できないと考える。筆者は、交通の要衝である伊治地域の有力蝦夷集団を律令国家側に取り込んで、山道蝦夷制圧のための足がかりと

するために、伊治城の創建直後に栗原郡の建郡からあまり間を置かずに建郡された可能性も大いにあるのではないかと推測する。

『続日本紀』の皆麻呂の乱の記事(宝亀十一年三月丁亥条)には、皆麻呂と上治郡の関係をうかがわせる記述がみられる。それによれば、このとき俘軍を率いていたのは按察使紀広純であったが、皆麻呂がみずから「内応し、軍を唱誘して反」したという。ということは、このとき俘軍は広純の指揮下にあったにもかかわらず、皆麻呂のよびかけに応じて、ともに反旗をひるがえす決意をしたということになる。これは、ふだんから俘軍と皆麻呂との間に人格的なつながりがなければ起こりえないことであろう。

場所が皆麻呂一族の地元である伊治城であること、また皆麻呂と俘軍との間につよい結びつきが認められることから考えて、このときの俘軍は上治郡から動員された部隊とみてよいと思われる。別稿で述べたように、田夷を主体とした遠田郡では勲位者が多数確認できるので、俘軍として征夷に協力することが田夷郡の重要な役割であったと考えられる。^④同様に皆麻呂に率いられた上治郡の蝦夷(俘囚も含まれていたであろう)たちも、課役負担がないかわりに俘軍や城柵造営などの令制外の負担が課されたと考えられる。

このように上治郡は、大領皆麻呂に「推服」する伊治公一族を中心とした蝦夷・俘囚などで構成されていたとみられ、律令国家の蝦夷政策に協力することを条件に、その見返りとして皆麻呂は蝦夷爵、ついで外位を授かり、また「上治郡」の大領に任じられている。ほかの有力な蝦夷も勲位や位階を授かったり、夷禄を支給されたで

あろう。伊治城造営後、上治郡は栗原郡とならんで陸奥国の内陸部で最北の郡となり、三十八年戦争が勃発するとその軍事的重要性はにわかに増大したと思われる。しかしながら、皆麻呂の乱の経緯からみても、上治郡は皆麻呂の大きな権威によって郡としての形を保っていたと考えられるので、乱後、皆麻呂がいずこかへ逃亡してしまつたと、上治郡はたちまち郡としての体をなさなくなり、瓦解してしまつたと思われる。したがって上治郡の存続期間は、最大限に見積もっても伊治城が造営された神護景雲元年(七六七)から皆麻呂の乱が勃発した宝亀十一年(七八〇)までの一三年ほどということになる。

おわりに

以上、本稿では『続日本紀』に一度だけみえる「上治郡」について、その存否問題を中心に検討を加え、合わせてその存続期間や郡としての特色、さらには上治郡に関連する伊治城・伊治村・栗原郡などの問題も含めて考えてみた。

本稿の検討によって、現在有力な「上治郡」誤記説は史料学的な根拠がないうえ、「伊治(『此治』)と「栗原」を通用するかのよう

に考える誤解を前提としているなど、重大な問題があり、成立したいことが明らかになったと思われる。

本稿で論証したとおり、「上治郡」は「栗原郡」とは別個の、蝦夷を大領とする蝦夷郡であって、伊治城造営後のいずれかの時期に

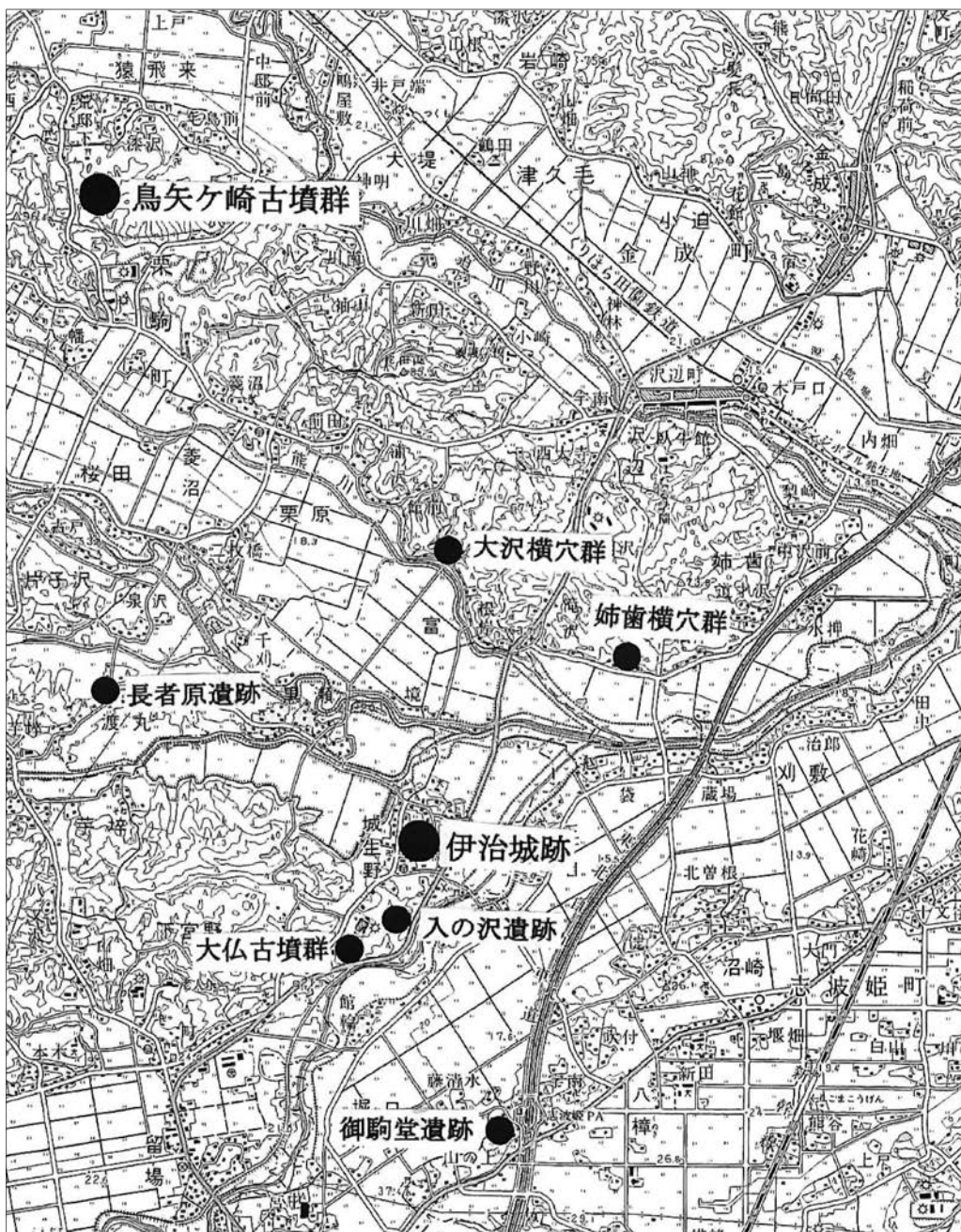


図6 鳥矢ヶ崎古墳群と伊治城周辺図（辻秀人「鳥矢ヶ崎古墳群と伊治公一族」）

建郡され、皆麻呂の乱勃発を機に消滅したと推定される。では、その郡域はいつたどのあたりに想定できるであろうか。その唯一の手がかりと思われるのが、伊治城跡（栗原市築館城生野）の北西約6kmに所在する鳥矢ヶ崎古墳群（栗原市栗駒猿飛来）である。

鳥矢ヶ崎古墳群は、総数四〇基程度からなる末期古墳群で、一九七一年に二基が発掘され、さらに二〇一二年から三年間、東北学院大学辻ゼミナールによって測量調査が実施され、末期古墳の全体的な分布状況が明らかにされた。⁽⁴³⁾ 末期古墳とは、七世紀から九世紀後半にかけて東北地方北部に築造された小円墳のことで、蝦夷の墳墓とみられる。それが伊治城からそう遠くないところに四〇基ほども群集しているのである。これまでに発掘された二基の末期古墳は、出土土器からみるかぎり、その年代は八世紀後半代と考えられるという。⁽⁴⁴⁾ また注目されるのは、出土遺物のなかに律令官人が身につける銚帯金具一式（絞具一点、巡方六点、丸轆一二点）が含まれることで、概報では「栗原郡地帯において、律令官人の末端にまで組織された地元首長層の家がらとしては伊治公皆麻呂の一族を考えるよりほかない」としている。⁽⁴⁵⁾ 近年明らかになった古墳群の規模からみても、おそらくその通りであろう。この鳥矢ヶ崎古墳群の近傍に伊治公一族の本拠地があったとすれば、上治郡の郡域もまた栗原郡の西側に広がっていたとみられよう。

注

- (1) 拙稿「近夷郡と城柵支配」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』二二、一九九〇年。以下、旧稿とよぶ。
- (2) 青森県史編さん古代部会編『青森県史 資料編 古代1』（青森県、二〇〇一年）一四五頁。
- (3) 伊藤循「上治郡」と蝦夷郡」『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六年。以下、伊藤氏の説とするものは、すべて本論文のものである。
- (4) 吉岡眞之「古代の史書と法典——史料学的研究の現状と課題——」『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年、初出は一九九三年。
- (5) 新日本古典文学大系『続日本紀』（本文五冊・索引年表一冊、岩波書店、一九八九年～二〇〇〇年）。
- (6) 鹿内浩胤「研究の視角と本書の構成」『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年。
- (7) 新訂増補国史大系『続日本紀』（吉川弘文館、一九三五年）。なお、国史大系本の校訂の問題点については、吉岡氏、前掲「古代の史書と法典」参照。
- (8) 拙稿「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制——黒川以北十郡と遠田郡を中心に——」（熊谷公男編『古代東北の地域像と城柵』高志書院、近刊）。
- (9) 土田直鎮「公卿補任の成立」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九五五年。
- (10) 『続日本紀』の写本については、吉岡氏、前掲「古代の史書と法典」に簡潔にまとめられている。なお兼右本と谷森本については、東北大学日本史研究室所蔵の写真版によって確認した。
- (11) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 続歴史篇』（養徳社、一九五一年）八五頁。筆者は、本年（二〇一八年）八月に書陵部にて該当箇所を閲覧した。

- (12) 『公卿補任』の写本については、土田氏、前掲論文、前掲『図書寮典籍解題 続歴史篇』のほか、斎木一馬「公卿補任」『古記録の研究』下(斎木一馬著作集 二)、吉川弘文館、一九八九年、初出は一九六四年、美川圭「公卿補任」『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、二〇〇一年)など参照。
- (13) 柳原本については史料編纂所の画像で、また広橋本についてはWeb公開されている写真で確認した。
- (14) 『二代要記』(一)『続神道大系 朝儀祭祀編』(神道大系編纂会、二〇〇五年) 一一四頁。
- (15) 小口雅史「解題」(前掲『一代要記』(一))。
- (16) 今江廣道「二代要記について——東山御文庫本を中心として——」『書陵部紀要』一一、一九五九年。
- (17) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城漆紙文書』(宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ)(宮城県多賀城跡調査研究所、一九七九年)
- (18) 『奥州五十四郡考補』(『新井白石全集』三、吉川半七、一九〇六年。初出文政五年(一八三二))
- (19) 大槻文彦「陸奥国伊治城墟考」『復軒雜纂』廣文堂書店、一九〇二年)。
- (20) 『古事記』中巻景行段に「邇比婆理」とある。婆はバ、ハ両音に通用する。
- (21) 今泉隆雄「三人の蝦夷——阿弓流為と菅麻呂・真麻呂——」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年、初出一九九五年)。
- (22) 今泉氏、前掲「三人の蝦夷」。
- (23) 拙稿、前掲「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制」。
- (24) 村田晃一「三重構造城柵論——伊治城の基本的な整理を中心として——移民の時代二」『宮城考古学』六、二〇〇四年)。
- (25) 拙稿「秋田城と城制」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (26) 佐伯有清「続日本紀」(『古代の日本』九、角川書店、一九七一年) 参照。
- (27) 板橋源・佐々木博康両氏「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」(『岩手大学文学部研究年報』一八一、一九六一年。佐伯氏、前掲論文)。
- (28) 宮本教「班田制施行年次について」(『律令田制と班田図』吉川弘文館、一九九八年、初出一九五六年)。
- (29) 鈴木拓也氏の教示による。
- (30) 板橋・佐々木両氏、前掲「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」。
- (31) 拙稿、前掲「秋田城と城制」。
- (32) 永田英明「伊治城をめぐる交通と「征夷」」(『栗原市伊治城跡から読み解く東北古代史』予稿集、東北学院大学アジア流域文化研究所、二〇一六年)。
- (33) 古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』四、一九八八年)。
- (34) 村田氏、前掲「三重構造城柵論」。
- (35) 「節度使將軍補任例」による。『日本後紀』の逸文とみられ、『日本紀略』が十三年正月とするのは誤り(石田実洋「宮内庁書陵部蔵「節度使將軍補任例」の基礎的考察」『続日本紀研究』三八一号、二〇〇九年)。
- (36) 永田氏、前掲「伊治城をめぐる交通と「征夷」」。
- (37) 渕原智幸「磐井郡の成立——平安期陸奥北部の境界領域——」『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年、初出二〇〇五年)。
- (38) 佐々木恵介「六国史錯簡三題」『古代中世史料科学研究』上、吉川弘文館、一九九八年)。
- (39) 今泉氏、前掲「三人の蝦夷」。
- (40) 板橋源「蝦夷爵考」(『岩手大学文学部研究年報』三、一九五二年)。
- (41) 拙稿、前掲「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制」。
- (42) 栗駒町文化財保護委員会・栗駒町鳥矢崎古墳調査団「宮城県栗原郡栗駒町鳥矢崎古墳調査概報」(栗駒町教育委員会、一九七二年)。
- (43) 辻秀人・安達訓仁・佐々木拓哉・森千可子「宮城県栗原市栗駒猿飛来鳥矢ヶ崎古墳群測量調査報告」(『東北学院大学論集 歴史と文化』五三、二〇一五年)、辻秀人「鳥矢ヶ崎古墳群と伊治公一族」(『東北学院大学アジア流域文化研究所公開シンポジウム予稿集「栗原市伊治城跡から読み解く東北古代史」東北学院大学アジア流域文化研究所、二〇一六年)。
- (44) 辻氏他、前掲「宮城県栗原市栗駒猿飛来鳥矢ヶ崎古墳群測量調査報告」。
- (45) 前掲「宮城県栗原郡栗駒町鳥矢崎古墳調査概報」。